

全農薬通報

No291

平成 26 年 6 月 20 日

目 次

◎組合からのお知らせ

- ・全農薬に関連した会議等の報告

◎組合員の動き

- ・代表者変更等

◎主な行事予定

- ・全国農薬協同組合
- ・植物防疫関係団体

◎行政からのお知らせ

- ・平成 26 年産うんしゅうみかん及びりんごの適正生産出荷見通しについて
- ・平成 26 年度の水稻開花期に向けた蜜蜂被害軽減対策の推進について

◎全農薬ひろば

- ・金糸梅



全国農薬協同組合

〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4 全農薬ビル

電話 03-3254-4171 FAX. 03-3256-0980

<http://www.znouyaku.or.jp> E-mail: info@znouyaku.or.jp

組合からのお知らせ

1.全農薬受発注システム利用メーカー協議会

- ・日時：平成26年4月23日(水)、15時30分～16時30分
- ・場所：全農薬9F会議室
- ・議題：

1)全農薬受発注システムの利用促進計画について

2)平成26年度活動計画について

①仕切り書機能(ペーパーレス化)について

3)その他

①ゴールデンウィークの受注・出荷体制について(情報交換)

- ・出席会員：シンジェンタジャパン(株)、住友化学(株)、日産化学工業(株)、日本農薬(株)
Meiji Seika ファルマ(株)、バイエルクロップサイエンス(株)、丸和バイオケミカル(株)
石原バイオサイエンス(株)、三井化学アグロ(株)、サンケイ化学(株)、(株)電算システム
全農薬事務局(堀江専務)

2.公益社団法人 緑の安全推進協会 運営委員会

- ・日時：平成26年5月9日(金)、16時00分～17時
- ・場所：全農薬9F会議室
- ・議題：

協議事項

理事会への付議事項の確認

消費税変更対応

税理士による会計及び消費税確定申告の確認

公益法人協会への加入

報告事項

委員会活動

緑の安全管理士関係

農薬工業会からの受託事業

事務局

その他

今後の予定

- ・出席者：事務局(堀江専務)

3. 第83回農薬工業会通常総会懇親会、講演会

- ・日時：平成26年5月21日(水)、17時～19時30分
- ・場所：鉄鋼会館
- ・内容：演題「無農薬が安全カーリスクコミュニケーションの視点からの提言」
演者：西澤真理子氏(リテラジャパン 代表取締役)
- ・出席者：青木理事長、事務局(堀江専務、宮坂技術顧問)

● 来賓挨拶(農林水産省農産安全管理課朝倉課長挨拶概要)

日頃より、農林水産行政、とりわけ農薬行政の推進にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。昨年より、米や青果物を含む農産物の輸出促進も視野に入れた「攻めの農林水産業」に向けた農政の改革について議論が進められて来たところです。

本年は、食料・農業・農村基本計画の見直しを行う節目の年でもあり、「攻めの農林水産業推進本部」等で検討されてきた施策などが、基本計画に組み込まれていくこととなります。



す。農薬については、安全な食料の安定的な生産のために、安全且つ効果の優れた農薬を確保し、その適正な使用を推進するという方向性が変わることはないと考えていますが、農政全体の動きの中で、資材費低減等に関しても一層の取組が求められることとなる可能性もあります。

実際、冒頭で触れました「攻めの農林水産業推進本部」での検討を経て、昨年12月に決定されました「農林水産業・地域の活力創造プラン」では、米の生産費コストの4割削減などの野心的な目標を達成するため、生産資材コスト低減も必要とされており、すでに農薬を含む資材メーカーの方々に協力要請が寄せられていると聞いております。

このことを受け、昨年末に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」においても、農薬の登録検査手数料の見直しに際し、審査期間の短縮や申請方法の見直し等により申請者の負担軽減を図ることなどが明記されました。

我々としては、科学に基づく審査体制の整備を進めつつも、皆さまの負担の軽減につながるよう、見直すべきところは見直していく所存です。例えば、5月15日付けでご案内しましたとおり、OECD ドシエ方式による登録申請の受付を開始するとともに、その際には、英文や電子ファイルによる試験成績の提出も受け付けると致します。これにより、申請資料の作成・提出に係るコストの削減が期待されます。

また、今後、除草剤の登録内容について、適用地帯や適用土壌による区分をなくして簡素化し、登録後速やかに全国の農家に除草剤を提供出来るようにしたいと考えております。

これについては、農薬工業会において既に検討を開始いただいているところですが、現場への普及にも問題がないよう、農協を始め関係団体との意見交換を行いながら、進めていっていただけるものと承知しております。

さらに、農薬の登録審査の進め方についても、農水省・FAMICにおける審査と食品安全委員会、厚生労働省等の関係府省等における審査を並行で実施することにより、審査期間を短縮していきたいと考えております。具体的な進め方については、関係府省と協議して参りますが、審査期間の短縮のためには、皆さまに提出いただく申請資料の質の向上も重要であり、これについては皆さまのご協力をいただく必要があります。

この他にも、申請者の負担軽減のために諸々の対策を検討しており、農薬の製造側、あるいは使用側の皆さまからのご提案をいただきながら、制度に反映して行きたいと考えております。

一方、農林水産省は、国際的な動きに対応した科学に基づく審査体制の整備も着実に進めて来たところです。既にご案内のとおり、この4月以降に申請される農薬については、作物残留試験の例数が、従来は2例であつたものが、メジャー作物であれば6例とするなどの改正が完全施行されたところです。

また、家畜・代謝残留試験については、5月15日に試験ガイドラインをお示したところであり、ガイドラインに基づく試験の実施が必要な農薬については、今後3年ないし、6

年、遅いものでも 9 年以内には、試験データーを提出いただくこととしています。

これらの試験ガイドラインの検討に当たっては、農薬工業会も交えて様々な議論があったところですが、今となっては、

- ・農産物の輸出促進のため、輸出国におけるインポート・トレランスの設定も視野に、十分な例数の作物残留試験が必要となっている。
- ・輸入飼料に過度に依存した状況から脱却するため、今後、水田や耕作放棄地における飼料作物の生産や農産物残渣の利用の拡大などが喫緊の課題となっている。ことなどを見れば、自宜を得た判断であったと言えるかと思っております。また、昨年度末には、ご存じのとおり、農薬の短期暴露評価の導入に向け、食品安全委員会が「農薬の急性参照用量設定に関する基本的考え方」を明らかにする、薬食審が、急性参照量を考慮した残留農薬基準の設定について、方針を明らかにするなどの動きがありました。農薬の短期暴露量を正確に推定するためには、十分な例数の作物残留試験の例数が必要となるので、この意味でも、例数の追加がこの 4 月から施行されたのは、良いタイミングであったと思っております。

なお、農薬の短期暴露評価の導入によって最も影響を受けるのは、既登録農薬です。導入に向けた動きについては 1 年前から農薬工業会を通じてお伝えしており、農薬メーカーの皆さまにおかれましては、既にどのような影響が出るか内々に検討を進めていただいていることと思いますが、既に登録があり使用されている農薬について、急性影響の観点から問題ありという評価がでますと、現場が著しく混乱することが予想されますので、場合によっては、自らの評価の結果に基づき、各メーカーのトップのご判断で、登録内容を事前に整理されるような対応も必要になると思われます。

引き続き、皆さまのご理解・ご協力をお願いします。

http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/kettei_tou/07_nouyaku_arfd.pdf

● 農薬工業会会長挨拶概要

本日はご来賓の皆様、会員の皆様には大変お忙しい中、農薬工業会総会の懇親会にご出席を賜り誠にありがとうございます。常日頃から、関係行政機関及び関係団体の皆様方から



らはご指導、ご支援を賜り、また会員各社からは多大なるご協力をいただいていることに、この席をお借りして厚く御礼申し上げます。先ほど、お陰様をもちまして第 83 回通常総会が無事終了いたしました。また、リテラジヤパンの西澤真理子先生には、「無農薬は安全かーリスクコミュニケーションの視点からの提言」という、私ども農薬業界にとっても大変参考になるご講演いただき、厚くお礼申し上げます。

先ずは、本日の通常総会において、平成 25 年度事業報告・収支決算並びに平成 26 年度事業計画・予算案の承認とともに 26 年度の理事が選出されたことをご報告いたします。また、臨時理事会を開催し、平成 26 年度執行体制として、副会長にシンジェンタジャパンの村田氏、日産化学の平田氏、住友化学の西本氏が、常務理事として阪本氏、そして会長に

わたくし神山が選任されました。いずれも留任となります。幹事も全員留任いただくことになりました。また各委員会委員長として、運営委員会は日本農薬の廣瀬氏、技術委員会は日本曹達の服部氏、広報委員会は日産化学の加藤氏、安全対策委員会は住友化学の原氏にそれぞれ留任いただき、国際委員会委員長には新たに日本曹達の辻川氏にご就任いただくことと致しました。尚、前国際委員長の住友化学の矢野様には、本席をかりまして長年のご協力に厚くお礼申し上げます。

次に、平成 26 年度の事業につきましては、農薬工業会基本方針に基づき、重点事業課題として、①農薬登録制度の改正等に係る課題への的確な対応②前事業年度に策定した農薬工業会のビジョン「JCPA VISION 2025」の具体化、③安全・広報活動の戦略的推進、④スチュワードシップ活動の積極的展開とコンプライアンスの向上、⑤農薬業界のグローバル化に呼応した活動の推進、⑥行政、関係機関を含む対外的連携強化、⑦情報化関連事業の充実、を掲げ、各委員会の具体的な活動計画の基軸とすることといたしました。ここで、新たに策定した工業会ビジョン「JCPA VISION 2025」の策定の経緯について、簡単に説明させていただきます。

皆様もご承知のように、現在約 70 億人の世界人口は 2050 年には 90 億人に達するだろうと推測されており、さらに新興国の経済成長により、グローバルに食料生産の拡大傾向が続いています。このような社会的な背景において、安定的かつ持続的な食料供給を支えるための生産資材また農業技術として農薬の果たす役割はますます大きくなると考えております。

農薬工業会といたしましては、昨年に創立 60 周年を迎えたことを契機に、10 年後のありたい姿、すなわち農薬工業会はどうあるべきかについて検討を行うことと致しました。検討にあたっては生産者の方々、消費者の方々、官公庁や研究機関の方々など幅広いステークホルダーの皆様にご当会の役割や当会への期待等に関するご意見を拝聴し、それらも踏まえて将来ビジョン策定を開始することにいたしました。

まず、幹事会社 14 社から 10 年後に業界を支えておられるであろう中堅メンバーを選出させていただきました。選出されたメンバーは、本来の業務多忙のなか、10 年後の農業環境を予測するとともにステークホルダーの方々へのインタビューを行い、議論を重ねて「2025 年に向けた農薬工業会活動への提言」をまとめました。それを受けて、運営委員会内に将来ビジョン作成チームを結成し、「JCPA VISION 2025」を作成した次第です。

本年度はこの「JCPA VISION 2025」の具体化を当会の優先順位の高い重要課題として推進してまいります。ビジョンの具体化にあたっては、まず「JCPA VISION 2025」を会員およびステークホルダーの方々に周知することから始め、そのフィードバックも受けてビジョンのブラッシュアップを図っていく所存です。次に「JCPA VISION 2025」活動方針に基づき、既に各委員会にて活動計画を策定しておりますのでこれを着実に推進してまいります。今後とも、関係行政機関、関係団体の皆様方ならびに会員各社にはなお一層のご指導、ご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、良質な農薬の安定的な供給のみならず、農薬の役割と安全性に対する理解を醸成し、もって社会への貢献を図るべく、農薬工業会の更なる前進のため、皆様方の変わらぬご支援とご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

以上

4.一般社団法人 農林水産航空協会 第155回理事会

- ・日時：平成26年5月22日(木)、14時～
- ・場所：都道府県会館 409会議室
- ・議案：

第1号議案 平成25年度事業報告に関する件

第2号議案 平成25年度財務諸表承認に関する件

第3号議案 公益目的支出計画実施報告書承認に関する件

第4号議案 会員の入会に関する件

第5号議案 役員の交代に関する件

その他

- ・出席者：青木理事長、事務局(堀江専務)

5. 公益社団法人 緑の安全推進協会 平成26年度第1回理事会

- ・日時：平成26年5月23日(金)、10時30分～12時
- ・場所：全農薬9F会議室
- ・議題：

付議事項

平成25年度事業及び収支報告

会員の入会及び退会

総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項、その他

役員の交代

各委員会等の委員交代及び選任

その他

職務執行報告

事務局活動

委員会活動

緑の安全管理士関連

農薬工業会からの受託事業

その他

- ・出席者：青木理事長、事務局(堀江専務)

6. 一般社団法人 日本植物防疫協会 第9回理事会

- ・日時：平成26年5月23日(金)、15時30分～17時
- ・場所：一般社団法人 日本植物防疫協会 会議室
- ・議事：

第1号議案 平成25年度事業報告及び収支決算に関する件

第2号議案 総会の日時及び場所並びに目的である事項等に関する件

第3号議案 その他

- ・出席者：青木理事長

7. 一般財団法人残留農薬研究所 第99回理事会

- ・日時：平成26年5月27日(火)、13時～
- ・場所：一般財団法人残留農薬研究所 研究管理棟2階 小会議室
- ・議事：

- 1) 平成25年度事業報告等の承認に関する件
- 2) 平成25年度貸借対照表及び正味財産増減計算書等の承認に関する件
- 3) 平成25年度公益目的支出計画実施報告書の承認に関する件
- 4) 規程類の改正に関する件
- 5) 評議員会の招集に関する件
- 6) その他

・出席者：羽隅監事

8. 一般社団法人 日本植物防疫協会 第3回総会

・日時：平成26年6月10日(火)、14時30分～16時30分

・場所：ホテル ラングウッド2階

・議事：

第1号議案 平成25年度事業報告及び収支決算に関する件

第2号議案 会員への情報提供に関する件

第3号議案 役員改選に関する件

第4号議案 役員報酬に関する件

第5号議案 会費に関する件

第6号議案 その他

・出席者：青木理事長、事務局(堀江専務、宮坂技術顧問)

(参考)

第3回総会山口理事長挨拶概要

一般社団法人日本植物防疫協会の第3回総会の開会に当たりご挨拶申し上げます。

本日は大変ご多忙の中、会員の皆様、来賓の皆様にご臨席を賜り、誠に有り難うございます。当協会は一昨年より一般社団法人として新たな一歩を踏み出すとともに、昨年は設立60周年という大きな節目を迎えました。のちほどご報告致しますとおり、新法人2年目、設立61年目となる平成25年度は、各事業とも極めて順調にすすめることができ、これも一重に会員各位と関係機関の温かいご支援・ご指導の賜と、深く感謝申し上げるところです。本日の総会は、平成25年度の事業の結果並びに決算についてご報告しご審議いただくことを主眼として開催したのですが、新法人発足から2年を経過し、役員の改選期に当たることから、今後2年間の協会運営を担う役員体制についても、本日の総会においてご審議いただきたいと考えております。さて、平成25年度の事業につきましては、のちほど会議の中で詳しくご説明致しますが、全体として、当初計画どおり各事業を着実に推進することができ、収支決算においても前年を上回る実績をあげることができました。

まず、試験研究事業では、農薬企業各社からご依頼いただいた薬効薬害、作物残留等の試験に精一杯取り組み、全体として前年を上回る件数を実施致しました。とりわけ薬効試験については、ここ数年は平年を下回る水準で推移し、前年には最近10年間で最も少ない状況となっておりますが、25年度は新規剤の開発が活発化したことから、件数が大幅に増加しました。開発環境が厳しさを増す中であって関係各社が研究開発を精力的にすすめられていることに対し、心から敬意を表するとともに、それらが一日も早く生産現場で活用されることを期待するものです。また、国等からの委託事業の要請にも積極的にこたえ、農薬行政の推進に協力致しました。

次に、新法人の公益目的支出計画事業として取り組んだ、シンポジウム、植物防疫研修会、助成事業、資料館、自主研究の各事業については、全体として当初計画を上回る規模で実施致しました。2回開催したシンポジウムでは、国内農業が大きな転機を迎える中で植物防疫上の課題を様々な観点から取り上げ、多くの方から大変勉強になったとご好評をいただきました。登録の少ない農作物に対する農薬登録促進を目的とした助成事業は30課題を採択し、試験経費の半額を助成しました。自主研究事業においては、前年に引き続き、マイナー果樹の残留基準見直しを支援する残留調査を行ったほか、最近関心が高まってきた薬剤抵抗性対策に資するため、各地にある協会研究所の圃場での実態把握をすすめました。さらに追加自主研究として、マイナー作物に対する農薬登録促進をはかるために極めて多くの試験に取り組みました。

出版及びJPP-NET事業においては、月刊誌「植物防疫」の紙面の充実に取り組む一方、ヒメトビウンカの海外飛来予測システムの運用を開始して発生予察事業の一層の推進に協力しました。また、新法人の経営基盤の安定のために開始した賃貸事業についても、稼働率確保の努力の結果、良好な実績をあげることができました。

会員については、30名の増加を達成することができましたが、会員通信「植防コメント」の内容充実と配信方法の見直しの検討をすすめているところであり、この点については本日の総会の中で詳しくご説明させていただく予定です。

次に、平成26年度の取り組み方針についてご説明致します。ご承知のとおり我が国農業は大きな転換期を迎えておりますが、農業がどのように変わろうとも、病虫害の被害とその防除対策は重要な課題でありつづけるものと確信しております。しかしながら、全国の農業研究機関や指導者は減りつづけており、将来にわたり我が国植物防疫のインフラを堅持していくには、植物防疫関係者の連携を一層強化していく必要があります。

このため、全国の植物防疫関係者の団体である当協会としては、関係者のネットワークをより強固にし、技術や情報の共有を促進する等、これまで以上に積極的な役割を果たしていく必要があると考えています。また、地域における植物防疫の組織基盤も重要であることから、都道府県植物防疫協会との連携をこれまで以上に強化していきたいと考えています。さらに、優れた防除資材を一刻も早く活用できるよう、関係各社から依頼された試験に全力をあげて取り組んでいかなければなりません。幸い、26年度の受託試験については、前年をさらに上回るご依頼をいただいているところであり、当協会では本年1月に開設した岡山試験地のほか、協会試験施設をフル活用してその効率的な推進につとめてまいる所存です。こうした決意を平成26年度事業の基本方針に据え、重点課題を設定する等、めりはりの効いた事業展開をすすめていくこととしたところです。

最後に、お陰様をもって新法人移行後の当協会の経営状況は極めて順調に推移しておりますが、これは誠実をモットーに役職員が一丸となって業務に邁進してきた結果でもあります。しかしながら、受託試験は最近10年間だけみても毎年変動し決して安定している訳ではなく、今後さらに大きな変動が生ずる可能性もあります。こうした不安定な環境に埋没することなく、今後も我が国の植物防疫の一翼を担っていくという強い使命感のもとで、これまでも増して誠実かつ的確に業務を推進してまいる所存です。

○来賓挨拶、農林水産省大友哲也植物防疫課長概要

日時：平成26年6月10日(火) 14:30—16:30

場所：ホテルラングウッド 2F (日暮里)

本日の総会の開催にあたり、一言ご挨拶させていただきます。貴協会におかれましては、日頃から農薬登録に係る受託試験、防除技術に関する調査研究やシンポジウムの開催等を通じ、植物防疫に関する情報発信やその直面する課題の解決に積極的に取り組み、我が国の植物防疫に大変ご尽力いただいておりますこと、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

本日は、植物防疫に関係の深い方々がお集まりですので、植物防疫行政を巡る最近の情勢等について、いくつかお話させていただきます。

まず、病害虫の発生状況についてです。本年は、平年より数日早く、関東以西で梅雨入りしていますが、今年は5年ぶりにエルニーニョ現象が発生し、秋まで続く見通しとなっています。夏にエルニーニョが発生すると、梅雨明けが遅く、冷夏、多雨、日照不足になると言われており、このような天候が続くようだと、いもち病や灰色かび病等の病害を始め、各種病害虫の活性化が懸念されるところであります。今後も、その発生動向に注視しつつ、被害の発生を防止するよう、発生予報の発信等により、適切な防除の指導に取り組んでまいります。

また、本年は、すでに日本各地で果樹カメムシ類が多発し、現在までに15件の注意報が発表されています。

本年は、果樹カメムシ類の越冬量が多く、餌となる山林のスギやヒノキの毬果（きゅうか）が不足することから、餌を求めて果樹園に飛来することが予想されます。今後、気温の上昇とともに、さらに活動が活発となる恐れがありますので、ほ場で発生が確認された場合には、適切な農薬散布が必要と考えております。

次に、現在、重点的な対応が求められている病害の話をししますと、一部報道や特殊報でご存じとは思いますが、キウイフルーツかいよう病の新しい系統、「Psa3 系統」がいくつかの県で発生しています。これまで、愛媛県、福岡県等、6県で発生が確認されており、この病害への防除対策及び感染ルートの解明について、早急な対応が求められている状況です。国としても発生県とも連携し、早期に対策をとりまとめるよう取組を進めることとしております。

次に、マイナー作物への農薬登録推進についてです。

貴協会には、昨年度から「地域特産作物への農薬適用拡大加速化推進事業」を実施していただいております。その成果は、農薬登録拡大に向け着実に準備が進められており、また、本年度においても事業に取り組んでいただいていると承知しております。

私どもといたしましては、この事業を地域における病害虫防除が適切に実施される上で、大変重要なものと位置付けており、当該事業の実施によって、マイナー作物に使える農薬が増加し、現場での防除を可能とするといった、地域の農業振興をはじめ、我が国の農業生産に御貢献いただいていることに対し、心から御礼申し上げたいと思います。

本件に関しましては、薬用作物について、現在、国としてもその産地確立を支援しているところですが、この薬用作物でも課題となるのが、登録され使用できる農薬が少ないということです。

マイナー作物の農薬については、全国的には需要が少なく、農薬メーカーにとって利益が

出にくい状況とは承知しておりますが、本日御出席の皆様におかれましては、産地振興を通じた我が国農業の発展のため、産地から要望がある農薬について、登録への御協力をお願いします。

植物防疫に関しては、この他にも多くの課題が山積していますが、お集まりの皆様の御理解、御協力をいただきながら、一つ一つ、着実に課題解決に向けて取り組んでいきたいと考えております。

最後になりますが、貴協会におかれては、私ども農林水産省との緊密な連携のもと、植物防疫事業の的確な実施に御協力をお願いするとともに、各会員の皆様方におかれては、今後も、農業の生産性の向上、消費者の理解の促進等に寄与され、これまでも増して、国民の期待に応えていただきますことをお願い申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

9. 一般社団法人 日本植物防疫協会 第10回理事会

- ・日時：平成26年6月10日(火)、15時30分～
- ・場所：ホテル ラングウッド2階
- ・議事：
 - 第1号議案 代表理事及び業務執行理事の選任に関する件
 - 第2号議案 業務執行理事の業務分掌に関する件
 - 第3号議案 その他
- ・出席者：青木理事長

一般社団法人 日本植物防疫協会理事長交代（敬称略）

（旧）山口 勇 ⇒ （新）上路雅子

写真は新しく、理事長に決まった上路雅子理事長。



10. 公益社団法人 緑の安全推進協会第25回通常総会

- ・日時：平成26年6月11日(水)、14:00～15:30
- ・場所：南青山会館 本館2階 3・4号会議室
- ・議事：
 - 報告事項
 - 平成25年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日)事業報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 平成25年度事業及び収支予算承認の件
 - 第2号議案 役員の選任(交代)の件
 - 第3号議案 その他
- ・出席者：青木理事長、事務局(堀江専務)

1 1. 一般社団法人 農林水産航空協会総会第 112 回総会

- ・日時：平成26年6月12日(木)、14:00～
- ・場所：(財)都道府県会館 会議室401号室
- ・議案：
 - 第1号議案 平成25年事業報告に関する件
 - 第2号議案 平成25年収支決算承認に関する件
 - 第3号議案 平成26年度会費の分担及び徴収方法に関する件
 - 第4号議案 平成26年度役員報酬の総額に関する件
 - 第5号議案 役員の交替に関する件
 - その他

- ・出席者：青木理事長、事務局(堀江専務)

1 2. 一般財団法人 残留農薬研究所 第3回評議員会

- ・日時：平成26年6月17日(火)、10時30分～
- ・場所：法曹会館2階 高砂の間
- ・報告：
 - (1) 平成25年度事業報告
 - (2) 平成25年度公益目的支出計画実施報告
- ・議案：
 - 第1号議案 平成25年度貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認に関する件
 - 第2号議案 定款の一部改正に関する件
 - 概要：理事の数「5名以上10名以内」を「3名以上10名以内」とする。
 - 第3号議案 役員及び評議員に対する報酬等及び費用に関する規程の一部改正に関する件
 - 概要：(1)常勤役員の月額報酬が減額となった場合の退職手当支給規定を付記する。
 - (2)常勤役員の職務遂行の対価として支給する報酬のうち賞与は支給せず業務執行手当を支給することに改正する。
 - 第4号議案 評議員の選任に関する件
 - 概要：上園評議員、竹下評議員から平成26年6月17日付けの辞任届が提出されたことに伴い、後任評議員として全国農業協同組合連合会肥料農薬部長天野徹夫氏、公益財団法人日本植物調節剤研究協会専務理事横山昌雄氏を選任する。
 - 第5号議案 理事の選任に関する件
 - 概要：任期満了に伴い、青山博昭、長田芳和、金田昌博、原田孝則、牧伸一の5名を選任する。
- ・出席者：青木理事長

1 3. 全農薬創立 50 周年記念座談会

- ・日時：平成26年6月5日(木)、14時～17時
- ・場所：全農薬9F会議室
- ・テーマ：これからの日本農業と全農薬の役割
- ・出席者：
(株)サングリソ太陽園 北濱社長(理事、北海道地区)、山本商事(株)山本社長(理事、東北地区)、

カネコ種苗(株)金子専務(理事、関東・甲信越地区)、(株)山正堅田社長(岐阜県支部長、東海北陸地区)、(株)高岡屋宇野社長(理事、副理事長、近畿地区)、山本コーポレーション(株)山本社長(広島県支部長、中国・四国地区)、(株)温仙堂宮崎社長(長崎県農薬販売協同組合理事長、九州地区)
事務局:堀江専務理事、宮坂技術顧問
収録内容は「全農薬創立 50 周年記念誌」に掲載予定。



14. 全農薬50年史第2回編集委員会

- ・日時：平成26年6月12日(木)、10時30分～12時30分
- ・場所：全農薬9F会議室
- ・議題：
 - (1)台割の確定
 - (2)原稿、資料(写真等)の構成、内容確認
 - (3)役割分担の再確認
 - (4)その他
- ・出席者：

青木理事長、宇野副理事長、羽隅委員長、北濱理事、田中(康)理事、松木理事相談役、事務局（堀江専務、宮坂技術顧問）

15. 農薬シンポジウムin新潟

- ・日時：平成26年6月19日(木)、13:00～16:00（12:30より受付）
- ・場所：新潟日報メディアシップ
- ・内容：

第一部：基調講演「農薬とは何？」

講師：千葉大学名誉教授 本山直樹 先生

第二部：パネルディスカッション

パネリスト(敬称略)：

千葉大学名誉教授	本山直樹
新潟県農林水産部	山代千加子
消費者代表	進藤朝子
生産者代表	大阪昌子
総合司会・進行役	渡辺景子

- ・全農薬出席者：

田中安全協会長、事務局（宮坂技術顧問、宮越）

●6月19日に開催された「農業シンポジウム in 新潟」の概要

【事前打ち合わせ】

日時：6月19日（木）11：00から

場所：ANA クラウンホテル新潟「楓の間」



○会場に集まり自己紹介

○パネリストの皆さんやや堅い表情



○スケジュール、シンポジウムの流れを説明する坂井さん①自己紹介②消費者から農業についての質問、③生産者から病虫害防除の苦労話・悩み、④消費者から生産者への質問、⑤新潟県の病虫害防除についての取組、会場からの質疑応答等の流れを確信した。この後、それぞれの発言内容を出し合い司会者との呼吸合わせを行った。

難しい質問は本山先生にお答え

頂くことで意見が一致。本番が楽しみな雰囲気となってきた。

（昼食後歩いて会場に移動）



新潟日報の本社があるビルの2階「新潟日報メディアシップ」綺麗な大きな会場で本山先生もお気に召した様子。

当日は、朝から晴れて、暑からず寒からず、ちょうど良い、「農業シンポジウム」日和でした。



○開催に当たり説明する司会者の渡辺さん

講演前のアンケートの書き方について説明。



○開会の挨拶をする田中安全協会長

全農薬の下部組織である、全国農薬安全指導者協議会では、農薬の正しい知識を消費者の皆さんや生産者の皆さんに知って頂くため、全国で3ヶ所、毎年実施している。本日お集まりの皆さん。「農薬とは何か」しっかりと本山先生のお話を聞いて理解してほしいと挨拶。

○第一部 「農薬とは何？」

千葉大学名誉教授で元農林水産省農業資材審議会農薬分科会会長の本山直樹先生による基調講演「**農薬とは何？**」相変わらずの歯切れの良い講演に会場から「目から鱗」の声も！
農薬不信はなぜ！社会的バッシングされるのか。**農薬に対する思い込みは・・・**

- ・ 農薬を使った農作物には農薬が残留していて体に悪い。
- ・ 農薬散布は周辺に飛散して住民の健康に危険。・ 農薬は非標的生物（メダカ、ホタル、トンボ、ミツバチ等）に悪影響を及ぼして生態系を貧弱にしている。・ 農薬は土壌や環境中に長期間残留し、生物濃縮される。
- ・ 農薬は散布作業者の健康に悪影響を与えている。 だから、農薬はできるだけ使用を減らすか使用禁止にすべき。

その原因は・・・

・ 過去の農薬の悪いイメージ（パラチオン、DDT、水銀剤等）刷り込まれており、現在の農薬も同じものと信じている。 農薬批判を自己利益のために利用する人がいる。（自分の商品の差別化（無農薬栽培を売りに）、視聴率・購読者数・研究費かせぎ、反農薬活動自体が目的で自分の職業にしている、）、現在の農薬に対する消費者の理解不足（相変わらずサイレント・スプリングを想像等）。

農薬とは何！

農薬取締法に基づき農薬登録されたもの。「農作物を加害する病害虫、雑草、ネズミなどを防除して作物を保護し、農業の生産性を高めるために使用する薬剤」、ただし「天敵」および「植物成長調整剤」も農薬に含める。

■ 農薬登録されているもの以外は農薬ではない

農薬と同じ有効成分が含まれていても、衛生害虫、不快害虫、貯蔵害虫、非農耕地、木材保存、などを対象に使われる殺虫剤・殺菌剤・除草剤は農薬ではない。



■ 農作物は何故保護することが必要か

（農耕地は単純生態系であること）

農耕地は生物多様性の貧弱な人工的な空間なので自然の生態系のバランスは存在しない。

（作物は品種改良されていること）

農作物は人間が食べることに適したように育種で選抜した植物なので進化の過程で獲得してきたため、外敵に対する防御物質（天然毒素）が除去されており、病害虫に非常に弱い。

■ 農薬が果たしている役割

（生産者に対しては）

農作物を病害虫・雑草の害から保護し、最大収穫量を安定的に確保。虫食いや傷のない高品質の収穫物の生産を可能にする。また、労働生産性を向上させる。

（消費者にとっては）

安全でおいしい農作物やその加工食品が安価に入手できる。

■ まとめ

現行の農薬管理システム（登録制度、使用基準、残留濃度モニタリング、環境影響評価等）が機能していて、食品への農薬残留問題は実質的に存在しないし、散布時の飛散も周辺住民に健康影響を及ぼす閾値以下で、生態系への悪影響についても大きな問題は見られない。また、農薬は作物保護に必須の費用対効果の高い資材なので、リスク管理をしつつ適正に使用して食料生産確保に前向きに（必要悪としてではなく）利用すべきである。

なお、最近の農薬は安全であるが、**農薬使用時は安全を過信せず、防除衣、マスク等を着用して適正に使用すること。**

第2部「農薬と食の安全・安心」パネルディスカッション概要



○パネルディスカッション前の様子



○自己紹介：生産者の大坂昌子（だいさかまさこ）さん、新潟県中央区の農家、ご子息が水田、昌子さんが野菜を主体に生産。

○消費者代表：進藤朝子（しんどうあさこ）さん。農薬とは如何なものか。農薬は農作物には欠かせないものとは思っているが頭の片隅では悪いイメージを持っており人に害を与えるものではないかと不安。私の知人の有機栽培農家は、農作物には化学肥料も農薬も全く使わない。どんなに草がぼうぼうでも除草剤は使わないと言う。農薬が悪だと言うことを何時も聞かされている。農薬も進歩していると思うが、野菜にかかった農薬は本当に洗えば落ちるものなのか。私もスーパーでは、虫食い野菜より見た目の良いものを求めている。あまり考えると食べるものがないような気がして心配。本当に大丈夫なものなのでしょうか。

本山先生：洗っても農薬は落ちないと心配されているようですが、その心配は一切ありません。厚生労働省の農薬残留検査は洗わずに分析しています。それでも検出されていませ

ん。残留農薬について考えれば安全と言えます。但し、野菜の外部についているゴミなどを落とす意味から水道水で良く洗って食べて下さい。



るか不安。

本山先生：私は中国餃子事件の時、中国の生産現場を視察してきた。日本に輸入される野菜等については、輸入商社が大変厳しく管理している。生産現場に日本の種を持ち込み、日本で登録されている農薬を使い、出荷前に何度も分析して安全基準をパスしたもののみ輸入している。厚生労働省の発表データにあるように、国産と輸入農産物の農薬残留に関して差は無い。



○新潟県病害虫防除所の山代千加子（やましろちかこ）業務課長：病害虫防除所は一般の人にはあまりなじみがないと思うが、病害虫が発生して、特に多発生したような場合、極端な場合は収穫皆無の場合もある。そういう被害を未然に防ぐために病害虫の発生に関する情報を収集、提供している新潟県の機関である。イメージとしては天気予報の病害虫版と捉えて下さい。新潟県の作物は米が一番多いわけですが、水稻の病害虫が多いか少ないか、防除が必要か必要でないかの判断材料を生産者に提供している機関です。

最後に**本山直樹先生：**私は松食い虫防除関係で新潟県にはいつも来ている。明日もここに一泊して現地視察に行く予定にしていると挨拶。

会場では基調講演、パネルディスカッションを熱心に聞き入っていた。

会場からの質問：新発田市（男性）：私の家の周りには平家蛭が多数生息している。もう少しするとカメムシ防除が始まるが、ダントツ剤等の散布で蛭が減ると言うことが言われており、私の好きな蛭がいなくなることが心配。



本山先生：箱育苗で処理した農薬が7月中旬には切れて、カメムシ防除のためにネオニコチン系農薬を散布するが、私は長年、千葉県で研究してきた。蛭の減少は餌となる「カワニナ」の生息環境が問題、千葉県のゲンジボタル

の発生場所は3ヶ所ある。年間を通して水が確保される場所で、農薬の空中散布も実施

されている場所だが、蛍やメダカの減少は見られない。問題は農薬ではなくコンクリート三面張りの水路が問題で、湧水があり、水草があり、一年を通じて水の涸れないところでは蛍やメダカの減少は問題無い。カワニナの生息できる状況を作れば蛍の生息環境は確保出来る。

新潟市（女性）：私は家庭菜園程度の農業をやっている。本日の講演を聴いて3点質問したい。配布された資料で、農薬を使用しない場合、一番収穫率の悪いのがりんご。私も昔りんごの木植えたことがあるが6～7年位で枯死した。ところが、青森県のりんご農家の木村秋則さんが無農薬でりんご栽培をされ「奇跡のりんご」と呼ばれている。先生の話聞いて本当に無農薬でりんごが栽培できるのか疑義が生じた。そこで、1点目の質問は、無農薬でりんごは果たして栽培出来るのか。2点目は、ネオニコチノイド系農薬の問題につ



いてである。怖いなと思ったのは、有機りん系農薬はある程度洗えば落ちると思うが、ネオニコチド系農薬の場合は、水溶性なので土に落ちた農薬が根から作物に吸収され、茎や葉、果実など隅々まで浸透し洗っても落ちないと勉強した。ひとに神経毒性があると言うことで大変不安。ネオニコチド系農薬のような浸透性農薬の安全は本当に大丈夫なのか。3点目の質問は、私の畑では色々な作物を作っている。また、同時にコンパニオンプラントも植栽している。そのため、無農薬、無化学肥料でも、ある程度の収穫がある。もう何十年もやっているのだから土が豊かになっているのかもしれない。コンパニオンプラントと病害虫防除について知りたい。全部でこの3点について教えていただきたい。



本山先生：私は青森県の木村さんの「りんご園」は見学していないのでどのような栽培をしているのかわからない。ただ、無農薬栽培の多くの場合、病害虫が発生するので農薬の代わりに資材を使っている方が多い。植物抽出剤、自然農薬、漢方農薬などと呼ばれる。そのような物が私ところに沢山持ち込まれ、分析したり、活性を調べたりして研究してきた。

その結果、活性のあるものは例外なく農薬が混入された偽装資材であった。こういう物がもし使われているとしたら、農薬ではないけれど偽装資材で危ない。環境にも人間にも危ない。最近の例をとると「ニームオイル」として販売されている物の中に抗生物質のアバメクチンが混入されていた例がある。アバメクチンは「餃子事件」のメタミドホスの2倍もの毒性が高い。環境にも人にも消費者にも危ない偽装農薬だ。木村さんの場合何を使っているかわからないのでコメント出来ない。もし、ワサビを使っているとしたら大変危険。わさびのアリルイソチオシアネート(AIG)は、

鼻につんとくる成分。血流が盛んになったり抗菌活性、殺菌活性作用があったりと良い面もあるが、デシケーターに下部に AIG を入れ、上部にコクゾウムシを入れておくとコクゾウムシがコロコロ死ぬ。また、哺乳動物に対する毒性はフェントロチオン（有機りん剤）の 10 倍もある。

続いて、浸透性農薬、ネオニコチノイド系農薬について、ネオニコチノイド系農薬は 7 成分あるが、これらの剤の殆どは水溶性である。しかしご心配ご無用、虫は殺すが人間には毒性が低く環境にも優しい。揮発しにくく、その植物を食べる害虫のみに効く。また、先にお話したとおり残留農薬については、皮も含めて生産物全体を分析しているが、それでも検出されない。最後に、コンパニオンプラントについて、コンパニオンプラントは一般に共栄作物とも呼ばれ、近傍に栽培することで互いの成長に良い影響を与え共栄しあうとされる植物のことを指す。コンパニオンプラントを利用して野菜類等とハーブ類等をうまく組み合わせると、病害虫を防いだり、成長を促進したりと様々な良い効果を生み出すと言われている。経験的に言われているものがほとんどで科学的に解明されている例は少ない。しかしアブラナ科植物とレタス、トウモロコシとマメ科植物、ユウガオと長ネギのように効果が立証されている例も少数ながらある。目的に合わせて上手にコンパニオンプラントを利用すると大変結構ではないかと思う。



パネルディスカッションの総括：司会者（渡辺さん）私は今回、司会者という立場で参加させていただいた。農薬については、漠然な不安をもっていたが、今回のシンポジウムに参加して農薬について生産者、消費者、学識経験者、県の行政の方と様々な人達が、立場は異なっても一緒になって一つの目標に向かってやっているな。という気がしました。それは、安全で安心なものに何とか近づきたい。という心ゆきを感じました。それはとても大きかったことと思います。今後もこのような思いを持って、安全で安心な日本人の健康を守るため努力をして頂きたいとおもいます。また、このようなことを外部に発信するに

は口コミが一番。本日、見聞きしたこと、特に本山先生からの基調講演内容を周囲の皆さんに口コミでお伝え願えれば幸いです。と総括した。

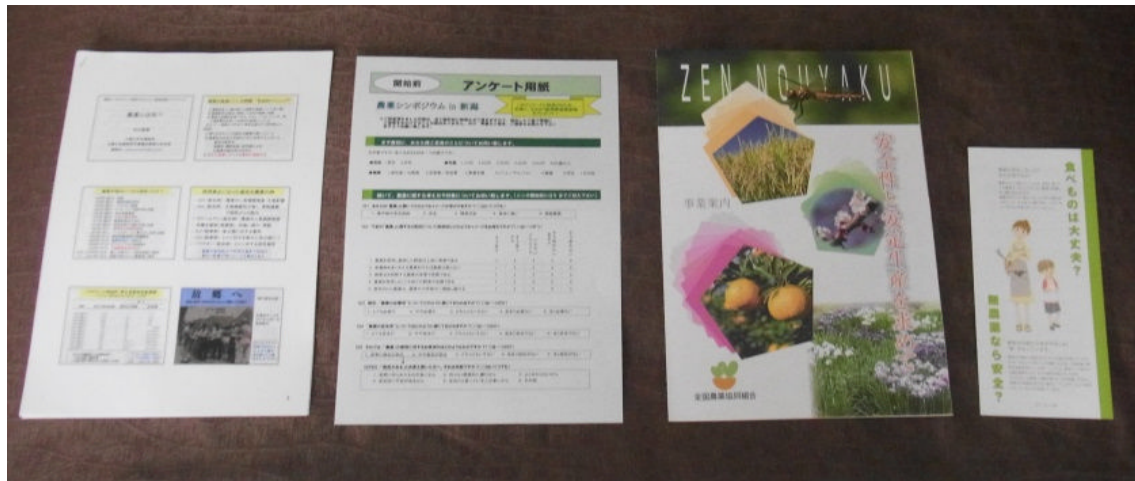
最後に、新潟県農薬卸協同組合大坂芳正理事長より閉会挨拶。

大坂理事長：本当にお忙しいところ「農薬シンポジウム in 新潟」にこれだけ大勢の方がお集まりいただき本当にありがとうございます御座いました。基調講演をいただいた本山先生、パネリストの皆さん本当にありがとうございます御座いました。先ほど司会の渡辺さんからまとめのお話がありましたが、少し農薬の見方が変わった、イメージが変わったと言う方は是非、5人から10人と「農薬って意外と安全なんだよ!」、「安心なんだよ」と口コミで伝えて欲しいと言うようなお話が御座いました。また、本山先生から、農薬について正しい知識を、皆さまに広くお伝えしたいんだけど、農薬ビジネスは大きなビジネスではなく、マスコミで大々的に宣伝は出来ないというお話が御座いました。農薬は日本全国で3500億円のビジネスでしかありません。3500億円というのはトヨタ自動車の1兆円、2兆円の利益率、それに比べたらはるかに小さい、なかなかマスメディアを使って農薬の安全性を一人一人にご理解していただけたらよろしいんですがなかなか難しい。それで今回の様な形で200人位の皆さまをお相手にし聞いていただきまして、内容をご理解いただいた方から少しでも、隣の方、子供さん、親ごさん達に口コミしていただき周囲の方達が農薬に対しご理解頂けたら、私どもも農薬に関わるものとして大変うれしく思います。これからも、もっともっと、農家の方達と一緒にあって、本当に安心・安全な、かけがえのない食の生産に取り組んで参りますのでこれからも宜しく、農薬と国産農産物に対して暖かいご理解をいただいたら幸いです。本日は本当にありがとうございます御座いました。下の写真は配布された資料。



閉会の挨拶をする新潟県農薬卸協同組合大坂芳正理事長

参考： 配付資料



○アンケートに答えると引き替えに地元生産の野菜をお土産に“(タマネギ、トマト、ナス、キュウリ)



ナスには調理法も書いてありました。

組合員の動き等

○ 組合員代表者変更（敬称略）

【新潟県】

組合員名：北越農事株式会社

鈴木春次 ⇒ （新）宮路誠一（代表取締役社長）平成26年5月7日付け

○ 安全協幹事交代（敬称略）

【山梨県】

（旧）広瀬俊樹（株）アグログリーン山梨営業所⇒（新）山田浩人（株）アグログリーン山梨営業所

主な行事予定

「全国農業協同組合」

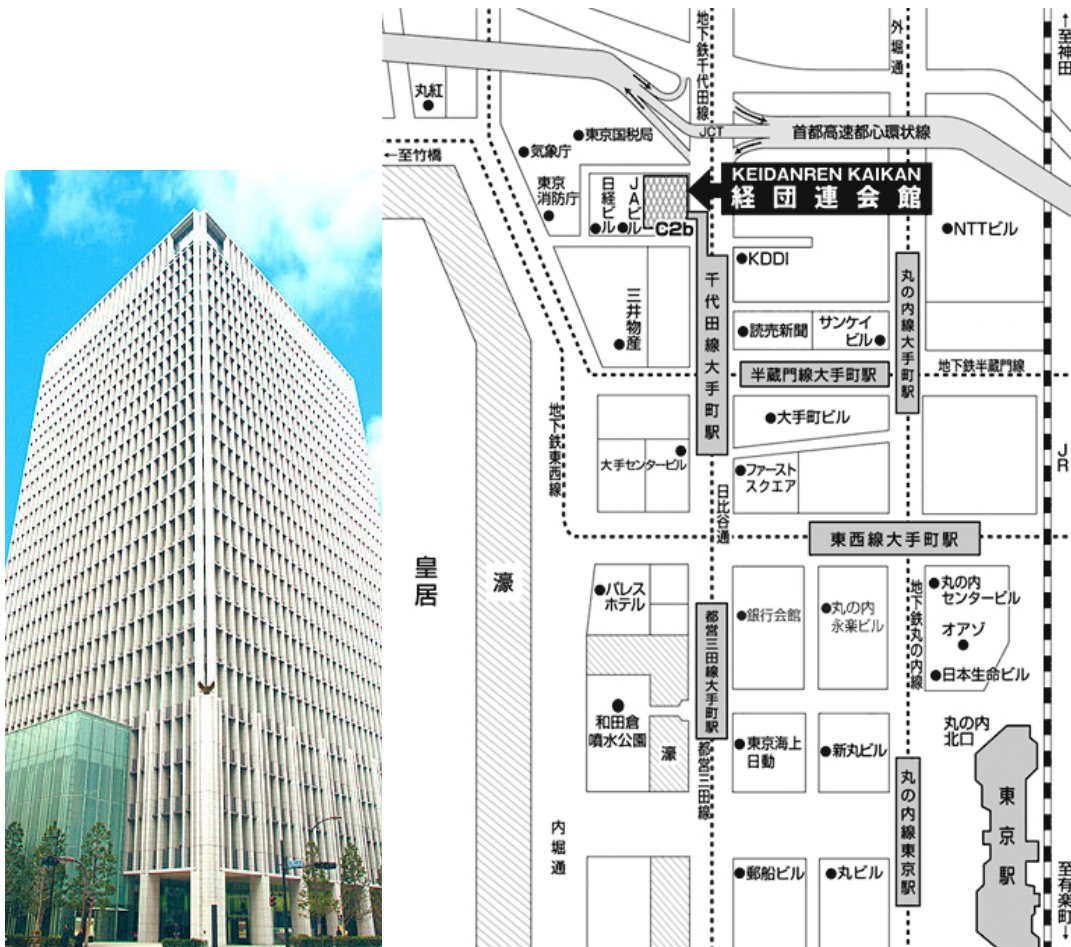
【平成26年】

6月24日（火）	農業シンポジウム（山口県）「山口南総合センター」
7月11日（金）	農業シンポジウム（長崎県）「諫早文化会館」
7月23日（水）	第41回安全協常任幹事会（全農第9F会議室）
9月3日（水）～5日（金）	第2回農業安全コンサルタントリーダー研修会
9月17日（水）	第267回理事会
10月23日（木）	監査会
11月18日（火）	第268回理事会
11月19日（水）	第49回通常総会、第269回理事会、第37回全国集会 全農創立50周年記念式典（都内大手町経団連会館）
12月10日（水）	第270回理事会

【植防関係団体行事】

9月29日（月）～10月3日 植物防疫研修会 （一社）日本植物防疫協会会議室

11月19日は大手町の経団連会館で記念式典を開催致します。



〒100-0004 東京都千代田区大手町1-3-2

TEL : (03) 6741-0222 FAX : (03) 6741-0233



日本の農業とともに50年

ジマンダイセン™50周年ご挨拶

ジマンダイセン™水和剤をご愛顧いただきまして誠にありがとうございます。おかげさまで、ジマンダイセンは昭和 39 年(1964 年)の農薬登録認可以来、今年で 50 周年を迎えます。昭和 40 年の全国農薬協同組合の設立とともに、50 年間歩んでまいりましたジマンダイセン水和剤を、かんきつ・りんご等の果樹や、幅広い野菜の場面で普及できましたのも、ひとえに全国農薬協同組合の組合員皆様のご支援の賜物とここに深く感謝申し上げます。

ジマンダイセン(マンゼブ)は、アメリカのローム・アンド・ハース社(現在の米国ダウ・アグロサイエンス社)により創生され、ジチオカーバメート系に属する化合物で、日本では昭和 39 年に最初の農薬登録を取得した園芸用殺菌剤です。現在、さらに多くの国で販売されています。

日本国内での最初の登録作物はかんきつ類、りんご、ぶどう、うり類などでしたが、適用作物と適用病害を順次増やし、現在(平成 26 年 5 月)では作物登録数 39、病害登録数は 100 を超える内容となっており、日本の園芸殺菌剤では長い間、販売金額 No.1 ※1 を堅持しています。多彩な作物登録と広範囲に及ぶ病害への適用、長年使用しても耐性菌の報告が無いこと、優れた製剤技術と残効性、作物に対する安全性があいまって、これまで長い間皆様の支持を受け続けることができました。

ダウ・ケミカル日本株式会社はジマンダイセン 50 周年の節目とともに、今後とも全国農薬協同組合の組合員の皆様と、日本の農業の発展の為に努力を続けていく所存でございます。今後ともご指導・ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

平成 26 年 6 月

ダウ・ケミカル日本株式会社

ダウ・アグロサイエンス事業部門

※1 出典：農薬要覧

TM：ザ・ダウ・ケミカル・カンパニーまたはその関連会社商標

● 平成 26 年産うんしゅうみかん及びりんごの適正生産出荷見通しについて

平成 26 年 6 月 4 日

農 林 水 産 省

農林水産省は、我が国の主要な果樹であるうんしゅうみかん及びりんごについて需要に即した生産と計画的な出荷を図るため、適正生産出荷見通しを以下のとおり策定しました。

1.平成 26 年産うんしゅうみかん適正生産出荷見通し

1.平成 26 年産うんしゅうみかんの適正生産出荷見通し

平成 26 年産うんしゅうみかんの適正生産量及び適正出荷量は、近年の需給動向や着花量等を勘案し、次のように策定します。

(1) 予想生産量 89 万トン

(2) 適正生産量 89 万トン

(3) 適正出荷量 80 万トン

ア 生食用 72 万トン

イ 加工原料用 8 万トン

うち果汁用 6 万トン

うち缶詰用 2 万トン

※注：適正生産量と適正出荷量の差は、出荷までの減耗分と農家自家消費分です

2.生産出荷量が適正生産量及び適正出荷量となるよう調整するために必要な措置

(1)平成 26 年産うんしゅうみかんの需要量は、94 万トン程度と予想されます。

生産面ではうら年に当たりますが、22 年夏季の猛暑以降、九州の一部産地でおもて年とうら年の逆転がみられるようになり、全国的には、生産量が隔年で増減する隔年結果の幅が小さくなってきていることから、直前のうら年であり、夏季の高温・少雨で生理落果の多かった 24 年産生産実績 85 万トンより約 5%上回り、26 年産予想生産量は 89 万トン程度と見込まれます。

このため、本見通しに基づき、生産又は出荷を行う者及びこれらの者の組織する団体は、道県段階及び産地段階等で生産出荷目標を策定し、以下により計画的な生産出荷に取り組むことが重要です。

なお、近年の消費者の嗜好を踏まえれば、低品位果実では安定した価格は望めないことから、高品質果実の生産に力を注ぐことが重要です。

ア計画的な生産

(ア)適正な着果量を確保するため、薬剤利用を含めた摘果等の作業を推進すること。産地によっては、摘果作業の遅れから着果過多となり、果実の小玉化を招いたり、糖度に悪影響を及ぼすことが懸念されることから、仕上げ摘果・樹上選果を着実に行うこととします。

(イ)果実の品質を確保しつつ、生産量に対する出荷用果実の歩留まりを向上させ、果実の安定供給に努めることとします。

(ウ)極早生品種について、需要に見合った生産を推進することとします。

(エ)近年、産地により生産量のバラツキが大きくなっていることから、引き続き、きめの細かい隔年結果の是正に向けた取組に努めることとします。

イ 計画的な出荷

(ア)出荷計画の策定に当たっては、極早生品種から早生品種への切替え、早生品種の一日当たり出荷量の平準化に留意することとします。

(イ)出荷計画のずれ込みにより急激に在庫量が増加することを防ぐため、出荷計画については、果実の成熟状況等に応じて適切に見直すとともに、関係者へ情報開示することにより、需要と供給のマッチングを図ることとします。

(ウ)出荷品質基準の徹底により、極早生品種を始めとして、消費者の嗜好にあった高品質果実の出荷に努めることとします。

(エ)加工原料用果実について、長期取引契約による安定取引に努めるとともに、集荷体制を整備し出荷量の確保を図ることとします。

(2)計画的な生産出荷の実施に資するため、生産出荷団体は、

ア生産出荷目標に基づく産地指導、摘果等の計画生産推進

イ一時的な出荷集中により価格が低下した場合に、生食用果実を加工原料用に仕向ける緊急需給調整特別対策

等の事業を行います。

2. 平成 26 年産りんご適正生産出荷見通し

1.平成 26 年産りんごの適正生産出荷見通し

平成 26 年産りんごの適正生産量及び適正出荷量は、近年の需給動向や着花量等を勘案し、次のように策定します。

(1)予想生産量 80 万トン

(2)適正生産量 80 万トン

(3)適正出荷量 71.1 万トン

ア 生食用 60.2 万トン

イ 加工原料用 10.9 万トン

うち果汁用 10 万トン

※注：適正生産量と適正出荷量の差は、出荷までの減耗分と農家自家消費分です。

2.生産出荷量が適正生産量及び適正出荷量となるよう調整するために必要な措置

(1)平成 26 年産りんごの需要量は、83 万トン程度と予想されます。

生産面では、一部の産地で大雪による枝折れの被害の影響等が見られたが、主産県では大きな被害はなく、着花量も確保されていることから、25 年産の生産実績 74 万トンより約 6 万トン多くなり、26 年産の予想生産量は 80 万トン程度と見込まれます。

このため、本見通しに基づき、生産又は出荷を行う者及びこれらの者の組織する団体は、道県段階別及び産地段階等で生産出荷目標を策定し、以下により計画的な生産出荷に取り組むことが重要です。

なお、近年の消費者の嗜好を踏まえれば、低品位果実では安定した価格は望めないことから、高品質果実の生産に力を注ぐことが重要です。

ア計画的な生産

(ア)適正な着果量を確保するため、摘果等の作業を推進することとします。産地によっては、摘果作業の遅れから着果過多となり、果実の小玉化を招いたり、着色や糖度に悪影響を及ぼすことが懸念されることから、仕上げ摘果・見直し摘果を着実にを行うとともに、雪害があった産地においては、結実確保を図りつつ、適正着果量の確保に努めることとします。

(イ)高品質果実の生産に努めることとします。

イ 計画的な出荷

(ア)出荷計画については、果実の成熟状況等に応じて適切に見直すとともに、関係者へ情報開示することにより、供給量の増加が見込まれる黄色系品種を始めとして、需要と供給のマッチングを図ることとします。

(イ)出荷品質基準の徹底により、消費者の嗜好にあった高品質果実の出荷に努めることとします。

(ウ)加工原料用果実について、長期取引契約による安定的な取引に努めること。

(2)計画的な生産出荷の実施に資するため、生産出荷団体は、

ア生産出荷目標に基づく産地指導、摘果等の計画生産推進

イ一時的な出荷集中により価格が低下した場合に、生食用果実を加工原料用に仕向ける緊急需給調整特別対策等の事業を行います。

＜添付資料＞（添付ファイルは別ウィンドウで開きます。）

[平成26年産うんしゅうみかん適正生産出荷見通し（PDF：76KB）](#)

[平成26年産りんご適正生産出荷見通し（PDF：69KB）](#)

— お問い合わせ先 —

生産局農産部園芸作物課

担当者：宮本、宇佐美

代表：03-3502-8111（内線4793）

ダイヤルイン：03-3502-5957

FAX：03-3502-0889

● 平成 26 年度の水稲の開花期に向けた蜜蜂被害軽減対策の推進について



26 消安第 1683 号
26 生畜第 411 号
平成 26 年 6 月 20 日

全国農業協同組合理事長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
生産局畜産部畜産振興課長

平成26年度の水稲の開花期に向けた蜜蜂被害軽減対策の推進について

このことについて、別添のとおり農政局等を通じ、各都道府県に対し、平成26年度の水稲の開花期に向けた当面の対策を通知したところです。

つきましては、別添につき御了知いただくとともに、特段の御協力をお願いします。



26 治安第 1683 号
26 生畜第 411 号
平成 26 年 6 月 20 日

北海道農政事務所消費・安全部長

農政推進部長

各地方農政局

消費・安全部長

殿

生産部長

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長
生産局畜産部畜産振興課長

平成 26 年度の水稲の開花期に向けた蜜蜂被害軽減対策の推進について

農薬による蜜蜂被害の全国的な発生状況をより正確に把握し、事故の発生要因を踏まえた被害防止対策の検討に資するため、農林水産省では、「蜜蜂の被害事例に関する調査・報告について」（平成 25 年 5 月 30 日付け 25 消安第 785 号消費・安全局農産安全管理課長通知）を発出し、蜜蜂の被害事例のうち農薬の関与が疑われるものについて、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間（平成 25 年度にあっては、同年 5 月 30 日以降）の蜜

蜂被害と周辺作物の作付状況、農薬の使用状況との関連性等の情報を収集している。

今般、平成 25 年度の調査結果を中間的に取りまとめ、公表したところである。調査結果の解析の結果、

- ① 水稻の開花期に蜂場周辺の水田でカメムシ防除の殺虫剤が散布された直後に、巣門前に死虫が見られるような被害が多く起きていること
- ② 蜜蜂は蜂場周辺の水田に飛来し、カメムシ防除のために散布される殺虫剤に暴露していること
- ③ 蜜蜂への毒性が強い殺虫剤に暴露した場合は死亡に至る場合もあること
- ④ 巣箱周辺の農薬の使用の情報が養蜂家に伝わっていない場合があったこと
- ⑤ 被害を受けた事例の多くで被害を軽減する対策がとられていなかったこと

が明らかになったところである。

これらのことを踏まえ、当面の対策として平成 26 年度の水稲開花期に向けて、蜜蜂の被害を低減するため、下記の事項を管下の各都道府県に対し周知・指導願いたい。

記

(1) 蜜蜂の被害に関する認識の共有

都道府県の畜産部局及び農薬指導部局等においては、県の普及指導員や病害虫防除所の職員、農薬使用者、養蜂家、農業団体、養蜂組合等関係者に、以下の事項を広く周知すること。

- ・ 水稻は蜜源作物ではないが開花期には水田周辺の蜂場の蜜蜂が水田に飛来すること。
- ・ カメムシ防除のために水田に散布する殺虫剤の暴露により蜜蜂の被害が生じる可能性があること。

(2) 情報交換の徹底

- ① 都道府県の畜産部局は、養蜂組合等の協力を得て、蜂場の設置される可能性のある場所の情報を都道府県農薬指導部局、農業団体に伝えること。
- ② 都道府県の農薬指導部局は、農業団体等の協力を得て、都道府県畜産部局から提供された、蜂場の設置される可能性のある場所の周辺（蜜蜂の飛翔範囲を考慮すると通常蜂場から半径約 2km の範囲）の水稲の開花期、開花期の農薬の散布計画等の情報を都道府県畜産部局、養蜂組合等に伝えること。その際、無人ヘリコプター以外による農薬散布についても、地域の J A 等が作成する防除暦等から情報を整理し伝えること。
- ③ 都道府県の農薬指導部局は、農業団体等の協力を得て、蜜蜂の蜂場の情報（蜂場の場所、巣箱の設置期間）を周辺の水稲農家に伝えること。
- ④ 都道府県の畜産部局は、養蜂組合等の協力を得て、都道府県農薬指導部局、農業団体等から提供された水稲の開花期、開花期の農薬の散布計画等の情報を予め個々の養蜂家に伝えること。

(3) 被害軽減のための対策の推進

都道府県の農薬指導部局及び畜産部局は、農業団体や養蜂組合等と相談しつつ、地域において協議会を設けるなど、地域の実態に合わせて、以下の対策を行う。

- ① 養蜂組合等の協力を得て、「蜜蜂がカメムシ防除の殺虫剤に暴露する確率が高い場所」（水田で囲まれた場所、周辺に水稲以外の花粉源が少ない場所）ではできるだけ巣箱の設置を避けるか、水稲の開花期に巣箱を退避させるよう、養蜂家への指導を行う。
- ② 農業団体等の協力を得て、
 - ・蜜蜂の活動が最も盛んな時間帯（午前 8～12 時）の農薬の散布を避け、できるだけ早朝又は夕刻に散布する …
 - ・蜜蜂が暴露しにくい形態（粒剤の田面散布）の殺虫剤を使用するなどの対策を実施するよう、水稲農家への指導を行うこと。

● 蜜蜂被害事例調査の中間取りまとめ及び今後の対策について

平成 26 年 6 月 20 日

農 林 水 産 省

農林水産省は、平成25 年度から3 年間で、農薬による蜜蜂の被害事例に関する調査を実施しています。今回、平成25 年度（平成25 年5 月30 日～平成26 年3 月31日）に報告のあった被害事例について中間取りまとめを行いましたので、今後の対策と併せて公表します。

1 調査の目的

農林水産省は、農薬による蜜蜂の被害の全国的な発生状況を把握し、被害防止対策の検討の基礎資料とするため、平成25 年度から平成27 年度までの3 年間で、被害事例に関する調査を実施しています。

2 結果のポイント

（1）養蜂家に対する呼びかけを強化した結果、過去の調査時(平成24 年度:11 件)より多い69 件(平成25 年度)の被害事例が報告されました。

（2）蜜蜂被害は、水稲の開花期に多く、水稲のカメムシ防除に使用した農薬（殺虫剤）を直接浴びたことが原因の可能性があると考えられました。ただし、蜜蜂からは、カメムシ防除に使用される複数の殺虫剤の成分が検出されている等、どの殺虫剤が蜜蜂の被害を生じさせやすいかの推定はできませんでした。

（3）これまで農林水産省が指導してきた、農家と養蜂家との情報の共有が不十分であるなどの課題が明らかとなりました。

3 今後の対策

調査の中間取りまとめ結果を踏まえ、

（1）当面の対策として、これまでどおり、蜂が殺虫剤を浴びないように、水稲開花期に向け、養蜂家と農家が都道府県等を経由して情報を共有するとともに、周辺を水田に囲まれた場所には、できるだけ巣箱の設置を避けることなどを徹底する通知を発出しました。

（2）平成26 年度以降も被害事例調査を継続し、引き続き要因の解析に必要な情報を

蓄積していきます。その際、より詳細な農薬使用実態の把握や死亡虫試料の採取への一層の協力を要請していきます。

(3) 試験研究機関において、蜜蜂の水田への飛来を低減する技術の開発、花粉や水田水を経由した農薬暴露の可能性の解明などの調査研究を引き続き実施します。

調査の結果および今後の対策の詳細は、添付資料を御覧下さい。

4 参考

- ・農薬による蜜蜂の危害を防止するための我が国の取組

http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_mitubati/index.html

<添付資料>

- ・蜜蜂被害事例調査の結果と今後の対策について
- ・蜜蜂被害事例調査中間取りまとめ
- ・平成26年度の水稻の開花期に向けた蜜蜂被害軽減対策の推進について（通知）

お問い合わせ先

消費・安全局農産安全管理課農薬対策室

担当者：農薬指導班 伊澤、中庭

代表：03-3502-8111（内線4500）

ダイヤルイン：03-3501-3965

FAX：03-3501-3774

当資料のホームページ掲載URL：<http://www.maff.go.jp/j/press/>

平成 26 年 6 月

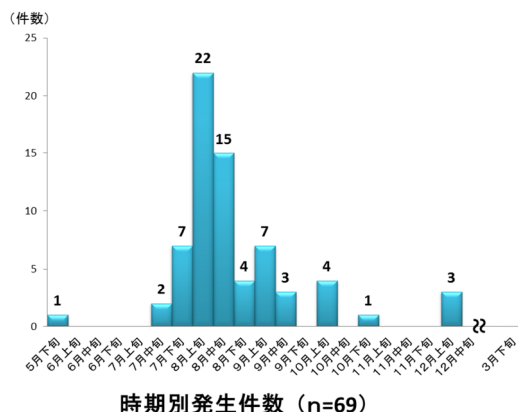
消費・安全局

蜜蜂被害事例調査の結果と今後の対策について

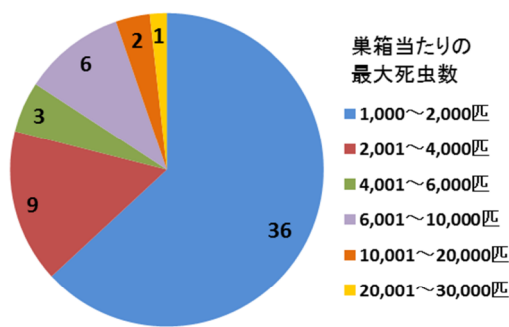
1. 蜜蜂被害事例調査の結果

- ・農林水産省は、平成 25 年度から 3 年間の予定で、都道府県の畜産部局及び農薬部局による蜜蜂の被害事例に関する調査を実施。
- ・本調査中間報告は、平成 25 年度（H25.5/30～H26.3/31）に報告のあった被害事例について中間的に取りまとめたもの。

（被害の状況）



- ・調査期間中に 69 件の被害事例が報告。このうち 90%が 7 月中旬から 9 月中旬に発生。
- ・巣門前に 1,000 匹/箱以上の死虫が観察された 57 件のうち、2,000 匹/箱以下のものが 60%以上を占めていた。一方で、1 万匹/箱以上の被害も見られた。



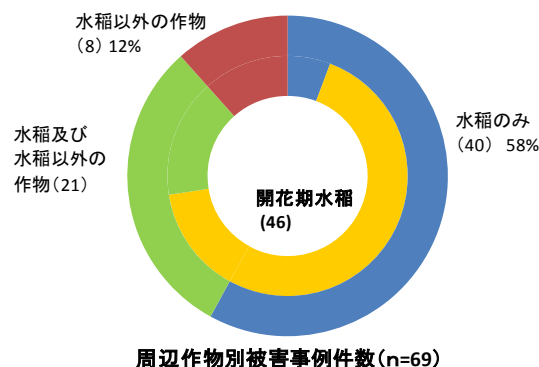
被害の発生規模別件数（n=57）

※1巣箱当たりの死虫数1,000匹以上のもの

- ・今回報告された被害は、死亡虫数が多い事例においても、蜜蜂の大量失踪は報告されておらず、働き蜂のほとんどが女王蜂や幼虫などを残したまま突然いなくなり、蜜蜂の群れが維持できなくなってしまう「蜂群崩壊症候群（CCD）」の懸念を生じさせる事例は確認されなかった。

（カメムシ防除との関係）

- ・被害が発生した 69 件の蜂場のうち、61 件の蜂場の周辺で水稲が栽培されていた。46 件では水稲は開花期(出穂期～ 穂揃期)だった。



- ・水稲の開花期に発生した 46 件のうち 60%以上で被害が発生する直前に周辺で水稲のカメムシ防除のための殺虫剤散布が行われていたとの報告があった。また、12 件では死虫が採取され、その大部分から殺虫剤の成分が検出された。
- ・検出された 9 成分のうち 6 成分は水稲のカメムシ防除に用いられる殺虫成分であった。

ネオニコチノイド系(3 成分,延べ 7 件)：クロチンゾ 5 件,イミダクロプリド 1 件,ジノフルン 1 件

ピレスロイド系(2 成分,延べ 11 件)：エトフェンプロックス 9 件,シフルメト 2 件

フェニルピラザール系(1 成分,7 件)：エフプロール 7 件

LD₅₀ 値（半数致死量）の 1/10 程度～LD₅₀ 値程度の高い値が検出されたものもあった。

- ・これらから、蜜蜂被害は水稲の開花期に多く、カメムシ防除に使用した殺虫剤への直接曝露が原因の可能性があると考えられた。
- ・ただし、検出された殺虫剤の有効成分の濃度からは、報告された被害の全てが殺虫剤によるものかどうかはわからなかった。

（情報提供と対策実施状況）

- ・69 件の被害のうち、20%で農薬使用者側から養蜂家への農薬使用時期等の情報提供が行われていなかった。
- ・農薬使用者側が情報提供を行ったと回答した事例においても、30%の養蜂家が情報提供を受けていないと回答していた。

- ・農薬使用者側からの情報を受けて、あるいは自ら情報を収集して、巣箱の退避により被害を一部軽減した事例もあった一方で、有効な被害軽減対策が取られていなかったことが被害に結びついた事案も多いことが推測された。

（参考情報）

○一般的に一つの巣箱には数万匹の蜜蜂がおり、巣の蜜蜂の数に多少の減少が生じても養蜂家の飼養管理により、蜂群は維持・回復されている。

○8～9月の全国の巣箱数はおおよそ41万箱以上。被害報告のあった69件の蜂場に置かれていた巣箱数はその約0.7%にあたる。

～調査のまとめ～

【被害の実態】

- 蜜蜂にどのような異常があった場合に行政に連絡してもらうかを明確にして、養蜂家に対する呼びかけを強化したことで、これまでより多くの被害事例が報告。
- 報告では、蜜蜂の大量失踪（いわゆる「蜂群崩壊症候群」（CCD））は確認されず。
- 被害の報告された蜂場に置かれていた蜂群の数の合計は約3,000箱で、夏季における全国の蜂群数の1%未満と推定（夏季には冬季の2倍以上に蜂群が増える）。
- 報告された被害事例の大半は、蜂群当たりの死虫数が蜂群の10%未満の2千匹程度以下（夏季には蜂群当たりの蜂の数が数万匹存在）。
- 全国レベルでの蜂蜜の生産や花粉交配用蜜蜂の供給には大きな影響はなし。ただし、死虫数が1万匹以上となった事例では蜂群の回復や採蜜に影響があった可能性。

【被害原因】

- 被害の発生時期と周辺の水田における農薬の使用状況の解析、死虫の分析結果等から、① 水稻の開花期におけるカメムシ防除のための殺虫剤使用と被害との関連性がデータで裏付けられた。② 分析結果からは、得られたデータが限られていたため、どの殺虫剤が蜜蜂の被害を生じやすいかの推定はできなかった。

【対策の実施状況】

- これまで農林水産省は情報の共有及び巣箱の退避等の対策を行うよう指導を行ってきたところであるが、
 - ① 巣箱の設置場所や農薬の使用時期などの農家と養蜂家との情報の共有が不十分
 - ② 被害を回避するための巣箱の退避等の対策が取られていないなどの課題が明らかとなった。

2.今後の対策

(1) 調査の中間取りまとめ結果を踏まえ、被害の多く見られた水稻開花期における対策が重要と考えられる。このため、当面の対策として水稻開花期に向け、以下を内容とする通知を発出

① 蜜蜂が水稻開花期に蜂場周辺の水田に飛来すること、その際、カメムシ防除のための農薬の暴露により被害が生じる可能性があることを水稻農家、養蜂家等の関係者に周知すること

② 都道府県の畜産部局及び養蜂組合等と都道府県の農薬指導部局及び農業団体等は、蜂場の設置場所及びその周辺の水田の農薬散布計画等の情報を相互に提供・共有し、得た情報を個々の養蜂家、周辺の水稻農家に伝えること

③ 被害の軽減のため、具体的には以下の対策を推進すること

ア.蜜蜂がカメムシ防除の殺虫剤に暴露する確率が高い場所（水田で囲まれた場所、周辺に水稻以外の花粉源が少ない場所）にはできるだけ巣箱の設置を避けるか、水稻の開花期に巣箱を退避させる

イ.また、水稻農家においても養蜂家と協力して、地域の実態に合わせて以下のような対策を実施する

- ・蜜蜂の活動が盛んな時間帯の農薬散布を避ける
- ・蜜蜂が暴露しにくい形態の農薬(粒剤等)を使用する

(2) 26年度以降の被害事例調査の実施に当たり、調査内容等を充実

① より詳細な農薬使用実態の把握及び死亡虫試料の採取への協力を要請

② 被害が発生した蜂場で過去にも被害があったと報告された事例、被害があつてから退避した事例等があったため、過去の被害発生の有無や巣箱の退避等の措置を講じなかった理由等の調査項目を追加

③ 巣箱の半数以上の死虫が発生した事例もあることから、蜂群の消長に関する追跡調査を追加

(3) 試験研究機関において、以下の調査研究を引き続き実施

① 代用花粉の給与により蜜蜂の水田への飛来を低減し、被害を低減する技術の確立

② 稲花粉への農薬の移行量、水田水からの農薬暴露の可能性の解明による蜜蜂の暴露状況の把握 等

西洋金糸梅（ヒペリカム・ヒドコート）

学名：*Hypericum patulum* cv. *Hidcote*、英名は [Tall St. John's wort](#) で、オトギリソウ科オトギリソウ属の花である。



全農薬事務所の近くに地方銀行会館がある。その前の広場に昭和28年まであった「龍閑橋」が保存されている。現在では竜（龍）閑川跡は、幅1～2mほどの路地となっており、往時の水路の面影はほとんど残っていないが、交差点名にその名をいくつか残している。大和橋交差点（[靖国通り](#)）、鞍掛橋交差点（江戸通り）、龍閑橋交差点（[外堀通り](#)）、今川橋交差点（[中央通り](#)）などは全て竜閑川に架けられてい

た橋の名前である。「竜閑」の由来は、日本橋川河口付近に江戸城殿中接待役井上竜閑の屋敷があり、その名を取って付けられたと言われている。

その橋の袂に西洋金糸梅が今、盛りと咲いている。



この花は、江戸時代に中国から渡来したと考えられている外来種で、高さ1mほどの半落葉性の低木で茎を叢生させ、茎頂に径3cmほどの5弁の鮮やかな黄色の花をやや下向きにつける。夏の間ずっと花を咲かし続ける。

花は、多くの花糸（オシベ）があるが、同属のビヨウヤナギとは異なり、花糸は花冠から突き出さない。葉は、長さ2～4cmほどの細長い笹の葉型で葉先は鋭三角形。名前の由来は、雄しべを金の糸に例え、花の形が梅のようであるとして「金糸梅」と名付けられた。また、学名の意味は、属名の *Hypericum* がギリシア語で聖像の上の意で、種小名の *patulum* は開いているの意を表し、cv. で表される園芸種名の *Hidcote* はイギリスにある *Hidcote Manor Garden* で作出された由来を表している。

学名の由来の通り、古代ヨーロッパでは、悪霊を払うために聖像の上にこの花を置いた。と言われている。現在でも、ヨーロッパにおける聖ヨハネ祭（夏至の日にあたる）では、ドイツやイギリスの一部で、悪霊を追い払うためにこの花を窓辺に挿す風習があるという。別名、聖ヨハネ草とも呼ばれ、折ると血のような赤色の汁が出る。西洋では抑鬱効果のあるサプリメントとして用いられると言う。(M)

花言葉：悲しみを止める。